

令和6年度第6回 あきる野市子ども・子育て会議 議 事 要 旨

- 1 開催日時：令和7年2月18日（火） 午後2時00分～午後4時20分
- 2 開催場所：あきる野市役所本庁舎5階503会議室
- 3 出席者：委員12人
- 4 次第
 - (1) 開会
 - (2) 挨拶

委員長

こんにちは。今年度も終わりに近づき、令和7年度から5年間続く第3期子ども・子育て支援事業計画の最後のご了承をいただくという、大変重要な会議でございますので、闊達なご意見をいただければありがたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

(3) 報告

- ①令和7年度学童クラブ育成料（おやつ代）に係る市の取組について

委員長

それでは、次第に従い進めてまいりたいと思います。初めに、令和7年度学童クラブ育成料（おやつ代）に係る市の取組について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

令和7年度学童クラブ育成料（おやつ代）に係る市の取組について、ご意見をいただきありがとうございました。本配布の資料にて、第5回あきる野市子ども・子育て会議（書面開催）でいただいたご意見を掲載しております。

おやつ代1,400円につきましては、反対のご意見はありませんでした。

今後の育成料については、委員の皆様からもご意見をいただいておりますが、近隣状況を把握しながら検討していく考えです。以上となります。

委員長

本件につきましては、既に委員の皆様にも目を通していただいた上でご意見をいただいておりますので、ご了承いただいているかと思います。

それでは2点目、パブリックコメントの結果について、事務局からご説明をお願いいたします。

- ②パブリックコメントの結果について

事務局

それでは、パブリックコメントのご報告をさせていただきます。

資料1をご覧ください。あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）について、令和7年1月15日から1月28日までパブリックコメントを実施したところ、1件ご意見をいただきました。内容につきましては、計画書66ページ、No.54の子どもの安全の確保に記載しております防災行政無線について、火事や迷い人と同様に、不審者情報についても放送をお願いしたいとのご意見でございました。不審者が出没した際は、警察の捜査対象となる案件であることなどから、担当課である地域防災課と調整をさせていただき、資料1の通り考え方をまとめさせていただきました。また、このパブリックコメントによる計画書の修正は行いません。なお、No.54の内容等の欄に記載しており

ました「安心メール」という名称でございますが、名称が変わりまして、「メール配信サービス」に文言を修正しております。説明は以上でございます。

委員長

ありがとうございます。1件ということで、少し寂しい気がいたしますが、市民の安全確保は大変重要なので、配慮をしていただきたいという要望かと思います。

委員

パブリックコメントが1件ということですが、昨年度も1名の方からしか提出されず、パブリックコメントとして意味をなしているのか疑問に感じています。募集方法についても、広報紙には掲載されていますが、計画書は市役所等でのみ閲覧でき、意見はメールや紙媒体での提出のみとなっています。これでは今の時代に合わず、市民からの意見を聴取する気があるのかと思われてしまう可能性もあるのではと思いました。

また、パブリックコメントとして寄せられた、「市民の安全」について、PTA活動をさせていただいた際にも感じていたのですが、市として危険が伴うと認識されているのであれば、もう一歩踏み込んで対応していただきたいと思います。以前は、犬の散歩による「わんわんパトロール」や、市の職員さんが通勤時に腕章をつけてパトロールをしてくださっていました。今は子どもが少なくなったことで一人でいる子どもが多く、犯罪に遭いやすくなっていると感じています。あきる野市は近隣の市と比べ、働いている女性も多いということなので、市民が安心して通勤できるようなパトロール等の方法があればと思いました。

事務局

あきる野市においてパブリックコメントを実施する際は、ホームページ等で意見を募集しております。委員よりいただいたご意見につきましては、関係課で情報共有させていただきます。

また、安全の配慮や通勤時のパトロールにつきましても、関係各課と調整しながら対応を検討したいと思います。

委員長

安全の確保方策について、子どもや保護者の視点からの要望を担当課に伝えていただき、改善していただければと思います。また、どの自治体においてもパブリックコメントの件数が少ないという現状があるため、パブリックコメントをネット上で募集し、計画書や概要版の閲覧から意見の提出までをオンライン上で完結させられるなど、市民に関心を持っていただく工夫が必要だと思いますので、今後の検討材料としていただければありがたいと思います。

(4) 議事

あきる野市子ども・子育て支援総合計画について

①前回からの変更等について

委員長

それでは、議事に入ります。あきる野市子ども・子育て支援総合計画（案）について、大きく3つ、ございます。事務局からご説明をお願いします。

事務局

それでは、あきる野市子ども・子育て支援総合計画の前回からの変更点につきまして、ご説明をさせていただきます。資料2をご覧ください。こちらは第4回子ども・子育て会議でお知らせしました計画の素案から、修正等をいたしました。23か所の内容について記載をさせていただいております。分かりやすい表現に修正したということがほとんどですが、それ以外の大きく修正した内容について、ご説明をさせていただきます。

資料2の2ページをご覧ください。計画書では5ページになります。SDGsについて、特に計画と関連が強い10の目標について記載しております。

次に、資料2の5ページの13をご覧ください。計画書では49ページになります。事業欄の2点目の表記を、「こども誰でも通園制度」から正式事業名である「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」に修正し、当該箇所以降、同様の修正をしております。

次に、資料2の6ページの14と15をご覧ください。計画書では50ページになります。現状と課題の4つ目の項目を、「多様な価値観や考え方を理解、尊重し全ての子どもに支援が行き届き、誰一人取り残さない支援体制の整備が必要です。」に表現を修正しております。また、同じく50ページの方性の3段落目を、「多様性が尊重されるとともに、障害や発達の遅れなど」に表現を修正しております。当該箇所は、第4回会議でいただいたご意見に基づき、修正させていただいております。

続きまして、資料2の8ページの17をご覧ください。計画書では73ページになります。こちらは幼稚園の利用状況の表の下に、各年3月1日時点の満3歳児利用状況の表を追加させていただきました。当該修正につきましても、前回の会議でいただいたご意見を基に、表を追加させていただいております。

続きまして、資料2の8ページの18をご覧ください。計画書では74ページになります。修正前は3号認定の1・2歳児の教育・保育のニーズ量見込みをまとめて記載しておりましたが、国からの指示に基づき、1歳児と2歳児を分けて記載するよう修正しております。

また、資料2の9ページをご覧ください。計画書では76ページになります。こちらも先ほどの修正と同様に、1歳児と2歳児を分けて記載するよう修正しております。

最後に、資料2の10ページの21をご覧ください。計画書では86ページになります。（1）認定こども園への移行支援・普及に係る基本的な考え方の文言につきまして、第3期計画においても変更がないことから、現計画の中間見直しと同様の表現に修正しております。

計画の修正等につきまして、説明は以上となります。

委員長

前回会議から、より適切な表現に変えた箇所が中心であったかと思います。この点につきまして何かご質問等はございますか。

委員

86ページの（1）の下が網掛けになっていますが、これには意味があるのでしょうか。

事務局

今回修正するにあたっての目印のため、特に意味はございません。

委員長

正式に計画書として公表する際は、この網掛けはなくなるということですね。

資料2の8ページの18ですが、多くの自治体がこれまで「1・2歳児」とまとめて記載していました。国から1歳児と2歳児を分けて記載する旨の指示はなかったのですが、今までの1歳児と2歳児の教育・保育における職員配置が、子ども6人に対して保育士1人だったのに対し、保育士の処遇改善の一環で、1歳児を5対1、2歳児を6対1の割合にした場合に加算するよう定めたため、それが影響して1歳児と2歳児を分けることになったと想像しますので、それを反映し、より適切な表現になったという理解でよいのではないかと思います。

委員

資料2の4ページの10の修正後に「事業を実施しました」とありますが、5ページの11では「支援しました」という形で結んでいます。「支援しました」としてもよいのではないのでしょうか。

事務局

表現の統一の是非について、事業担当課と調整をさせていただきます。

委員長

基本的には統一した表現がよいかと思います。「お子さんをお預かりしました」で間違いではないのですが、公的な事業計画であるため、行政的に正確な表現にした方がよいとご理解いただければと思います。

委員

前回の会議で、76 ページの量の見込みと確保の内容について、確保している利用定員と実際の空き定員に乖離があるのではないかと質問をしました。今回の修正で、1 歳児と 2 歳児を分けて記載されていますが、利用定員の合計数は変わっていません。76 ページ掲載の表では何十人も定員に余裕があるように見えますが、実際には年度末になると、旧秋川市地区では空きがなく、五日市地区や公立保育園に少しだけ空きが生まれる程度で、前回と変わらず実態とかけ離れているのではないかと思います。待機児童対策は進んでいますが、全くいないわけではなく、待機児童がいることによって定員の変更も認めていただいていますので、この表の数字だけを見ると十分定員が確保されているように見えてしまうのは問題があると思います。

また、先ほどご説明にありました認定こども園の網掛けのところで、以前あった「希望を踏まえて」という表現が前回の案では削除されていましたが、今回の案では再度掲載されています。どのような意図があるのでしょうか。

事務局

86 ページの網掛け部分は、前回掲載のものに誤りがあり、今回お示ししているものは中間見直し通りに修正したものになります。また、現時点の待機児童数は正確な数値がまだ判明しておらず、4 月 1 日に正式に公表させていただく予定のため、現時点での公表は控えさせていただきます。

量の見込みについては、各園の定員を確保の内容として記載しておりますが、現在保育士の雇用が十分でないことや、若い先生の産休や育休、その代替職員等、各園によって状況が異なります。定期的な園長会の開催によって状況を把握し、日々調整しておりますので、定員の確保が困難な場合は、来年度以降の子ども・子育て会議でご協議いただきたいと思います。園運営が円滑にできるよう心がけておりますので、本計画においては、現在の定員を記載させていただいております。

委員

3 ページの下段に、「子どもの貧困」という文言がありますが、あきる野市の実態はどこまで把握されているのでしょうか。「本市では、経済的に困窮している家庭のみならず、何らかの事情により、養育環境が整っていない家庭の子どもも含む」とありますが、どのようにそれを把握し、解決しようとされているのでしょうか。

事務局

貧困の定義について担当課内では明確になっておりませんが、学用品や給食費の補助、ひとり親家庭に対する児童扶養手当や就労支援、大学受験費用等の補助等の公的支援や、地域における子ども食堂による支援を通じて、子どもの貧困の解決を図っております。

委員

テレビなどで家庭の事情によってご飯を食べられない子どもや、ヤングケアラーについて見聞きすると、まだまだこのような実態があるのかと胸が痛みます。あきる野市ではこども食堂が広がっていますが、利用者の実態を聞くと、地域のコミュニティとして利用する人も多く、貧困の子どもだけに焦点を当てるのは難しいと思います。あきる野市で子どもたちが心豊かに育つための環境をつくるのが、大人の責任と感じ、質問させていただきました。

委員長

一般的には、経済的な貧困は平均所得の半分以下、例えば平均年収 360 万円の半分である 180 万円に満たない所得層の方々を経済的貧困と捉えています。実際には経済的貧困だけではなく、最近では関係性の貧困や経験の貧困など、目に見えない貧困も存在します。経済的に困窮していない家庭

でも、地域で孤立していたり、必要な経験ができていないという視点もあり、次年度のあきる野市のこども計画では、このような貧困問題が大きく扱われると思います。

こども食堂は、元々は貧困の子どもたちに、栄養のある温かい食べ物を提供するために始まりましたが、最近では貧困ではない家庭の方や地域の方も来て、一緒に楽しく食事をするという多様な形で発展しています。いずれにしても本会議では、子どもの貧困の基本的なところを押さえて、来年のこども計画策定のための会議において、さらに貧困問題を掘り下げていくのではないかと思います。

委員

置かれている家庭環境が複雑であったり、親の離婚や自殺など、私が子どもの頃には考えられないような状況を子どもは経験しています。そのような家庭は経済的にも、関係性においても困窮しているかと思うので、手厚く支援していただければと思います。

委員

私は2か所の保育園に携わっていますが、1つは定員に空きがあっても希望者がおらず、もう1つは保育士の人数が足りず受け入れができないということでした。別々の保育園に通う子どもが複数いる場合、出勤前に数か所の保育園を回ることを考えると、かなり大変だと思います。

また、計画についてはよくできていると思いますので、意見が出ればその都度修正すればよいと思います。貧困問題に関しては、例えば港区では年収が2,000万あっても、周りがそれよりも裕福なために貧困を感じることがあるそうなので、主観によって本人が貧困と感じている側面もあると思います。

委員

ヤングケアラーについてですが、ヤングケアラーを見つけ出すことは難しいことだと思っています。既存事業があるかもしれませんが、子ども自身で「自分がヤングケアラーである」と気付けるような取組が必要なのではないかと思います。大人がするような家事を日常的にしている子どもは、それが当たり前だと思ってしまうため、自分も外で遊んでよいことや、お母さんや社会に任せてもいいことなんだと気付けるような支援があればと思います。

委員長

大切な視点だと思います。先ほど言及したこども計画の中に、子ども・若者計画を織り込み、ヤングケアラーや中高生の問題、こどもの居場所問題などを重点的に議論していくことになっていますので、そちらと共有できればと思います。

また、待機児童問題というのは捉えどころがなく、待機児童数が0になったとしても、潜在待機児童や別の保育園に通う兄弟、第2希望の遠方の保育園への送迎など、水面下に問題があるため、利用者の視点に立った事業運用が求められています。本会議は計画を策定するためだけに設けられた会議体ではなく、今後も計画の進捗状況を点検・評価する役割を担っています。本会議にて、利用者の視点に立った意見を汲み取り、その意見を反映しながら計画を推進していくことを、ご承知いただければと思います。

委員

本計画から新しく加わった事項で注目しているのは、アウトカム指標による評価が明記されているところです。従来の利用者数などの定量的な評価だけではなく、利用者目線での評価が明記されていることに期待をしていますので、また次回以降の会議で、委員の皆様と計画をよりよい方向に進めていきたいと思っています。

また、何度か話をさせていただきましたが、計画書内に「あきる野らしさ」が見えてこないことが残念に思います。「自然や文化に触れ合いながら」という記述が1行ありましたが、それだけでは寂しいというのが正直な思いです。あきる野市内の子どもの数が減少傾向にある現状を打破するために、市外の方に訴求して移住してもらうことも一つの方法だと思います。

しかし、あきる野市で子育てをしたいと思えるような自然や人の豊かさなどの魅力を、計画書内に落とし込むことができなかったのが悔やまれるところです。

委員長

計画の基本理念で「あきる野らしさ」の要素が少しあればと思いますが、法律に基づいた市町村計画では難しいこともあります。一方で、あきる野市の方にとっても、地域の特性を子どもが育つ環境として捉えることが必要だと思いますので、あきる野市で暮らしている委員の皆様が、「何があきる野らしさなのか」を計画策定の議論の中で考え、ご意見をいただければありがたいと思います。

委員

よくできていると思います。自分が子どもを育てていた頃と比べると、子どもの人数がすごく違うとつくづく思いました。このような計画をつくるのは大変だったと思います。

委員

子どもの頃に得た経験は、言葉では言い表せない財産となり、人柄や性格に影響することを子どもが成人した後に実感しています。本計画が策定されることによって、子どもたちが健やかに育つための力になることを期待しています。

また、第2回会議において、すもも木幼稚園が休園になり、2学期に向けて園児の皆さんの振り分けをしているというお話でしたが、その後問題なく通園できているのでしょうか。すもも木幼稚園が休園する報告があった日から現在に至るまでと、今後についてお伺いできればと思います。

事務局

すもも木幼稚園に在籍していた園児につきましては、保護者の希望する園に受け入れていただき、その後も特に問題なく園生活を楽しんでます。園の運営につきましては、3月末まで休園とさせていただいており、それ以降に再開するか継続して休園するかは調整中となっております。園としては再開する意向はありますが、職員の確保等の先行きが不透明であるため、現時点では詳細はお答えできない状況にあります。

副委員長

人権の意識が慎重に盛り込まれていたり、昨今の国の方針や動向、SDGsについても考慮されるなど、時代に合わせつつ充実した計画になっていると思います。

先ほど話が出た「あきる野らしさ」については、地域住民同士の結びつきの強さや、地元愛にあふれている方が多く、あきる野の自然や地域、伝統を守ろうという意識の高さがあきる野らしさであり、強みだと感じています。

現在は学童クラブに携わっておりますが、職員が安全面や利用者の増加に対応するために、物の置き場所やハード面等を工夫しています。また、特別支援学級の児童も利用するため、その子たちが落ち着いて過ごせるように、対応の仕方を考えながら進めています。今後も工夫しながら学校と連携を図って進めていけたらと思います。

また、DXの取組について、デジタル教科書を活用することによって、児童がそのタブレット端末を本来の用途と違う形で使ってしまうなどの懸念点があると思います。DXや政策など、社会の変化に対応する事務局や役所の方は、本当に大変だと思います。本計画は毎年評価をして今後変わっていくと思いますが、この5年間は変化の連続になると感じています。

委員長

今後数年で、こども政策のICTやDX化が急速に進むことが予測され、待機児童問題についても、待機児童の有無や受け入れ可能施設の状況など、リアルタイムで可視化されることが予測されています。また、こども誰でも通園制度についても令和8年度以降にDX化され、利用者はスマホから利用予約やキャンセルができるようになります。

また、88ページの第3期計画におけるアウトカム指標による評価が大事だと思います。例えば、今までは子育て相談事業の件数に基づいて評価をしていましたが、相談件数が増える理由は様々あり、相談体制の充実や育児に悩む人が増えたなど、増えることがいいことなのかどうか判断がつきません。しかし、アウトカム評価というのは、相談件数の多い少ないではなく、相談した方々の悩みが解消されて初めて成果となるため、相談件数が減ったとしても、相談によって悩みが解消され

た割合が増えたのであれば、それが成果となります。乳児家庭全戸訪問事業も同様に 100%の訪問を目指しますが、訪問件数が減ったとしても、訪問によって問題を抱えている家庭を早期に発見し、支援につなげることができれば、それが成果となりますので、誰にどういう恩恵があったのが重要になります。今まで国や多くの自治体でもこの評価を導入することは難しかったのですが、ようやく実現できる形になりましたので、ぜひそのような視点で今後の計画の進捗を見ていただけたらありがたいと思います。

②あきる野市におけるこども誰でも通園制度の量の見込みの算出について

委員長

次の議題に移ります。あきる野市におけるこども誰でも通園制度の量の見込みの算出について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは、あきる野市におけるこども誰でも通園制度の量の見込みの算出について、ご説明させていただきます。本市では、令和 8 年度からこども誰でも通園制度の本格実施を予定しています。前回の子ども・子育て会議において、第 3 期子ども・子育て支援総合計画でこども誰でも通園制度の量の見込みや確保方策を設定することが困難であるため、中間見直し等で設定する予定である旨をご説明させていただきました。

まず、国の示すこども誰でも通園制度の量の見込みの算出方法についてご説明させていただきます。資料 3 の「1 量の見込み及び確保方策に係る国の考え方」をご覧ください。第 3 期市町村子ども・子育て支援事業計画において、量の見込み及び確保方策を設定の上、計画的に実施体制を整備する必要がありますが、量の見込みの算出については、国の示す算出方法または各自治体の実情に応じて独自で設定することができます。ただし、量の見込み等を設定することが困難な場合は、中間見直しまたは中間見直し前に設定することもできるとされております。この場合においても、量の見込み等を設定するまでの期間について、子ども・子育て支援事業計画とは別の代替措置を講ずることにより、適切な体制確保に努めることが求められております。今般、令和 6 年 12 月 27 日付で、こども家庭庁からこの代替措置として、代用計画の書式（資料 4）が示されました。代用計画についても、子ども・子育て会議のご意見を聴取させていただいた上で策定をする必要があるとのことでした。

続きまして、「2 量の見込み及び確保方策に係る本市の考え方」でございます。国が示している基本的な算出式に当てはめて、令和 7 年度の必要定員数を算出してみますと、こども誰でも通園制度の対象児童として見込まれる 0～2 歳児の合計人数は 389 人になります。この 389 人に国が利用時間の上限としている月 10 時間を掛けて算出した必要受入時間数を、定員 1 人につき 1 月当たりの受入可能時間数（1 日 8 時間×22 日）の 176 時間で割る国の算出式ですと、整備量は 0～2 歳児合計で 22 人となります。しかし、この算出方法は時間を区切って 1 人の定員枠で 1 日に何人も利用するという形を想定された算出式になっており、本市で今年度から東京都の多様な他者との関わりの機会創出事業として試行的に実施している未就園児の定期的預かり事業（以下、定期預かり）では、このような形態で預かりを行っている施設は現状ありません。よって、国の示す算出方法が机上の空論となってしまいますので、実際に定期預かりや一時預かりの利用状況などをもとに、量の見込み及び確保方策を独自に設定し、開始後の実績を見た上で、中間見直し等により修正を行うことを想定しております。

次のページ「3 対象児童数の推計」をご覧ください。人口推計につきましては、既に子ども・子育て支援総合計画（案）に掲載している数字を採用しておりますが、こども誰でも通園制度の対象児童数を推計するに当たり、保育所等に通っていないことが要件となるため、計画期間における保育のニーズ量として見込んでいた 3 号認定の数を差し引いて対象児童を算出いたします。また、0 歳児については、国の対象が 6 か月からであるため、0 歳児の半分として算出いたします。以上により算出いたしました、こども誰でも通園制度の対象児童数の推計が上から 2 番目の表となります。

次に「4 利用者数の想定」をご覧ください。まず、令和 6 年 4 月から令和 7 年 1 月までの定期預かりの実績を見ますと、実人数で 0 歳児 19 名、1 歳児 30 名、2 歳児 93 名が利用されております。

このデータから2歳児については高い利用ニーズがあることがうかがえますので、今後の制度浸透を見据えますと、現時点で想定される最大限を見込むため、2歳児については100%を量の見込みの利用率に適用いたします。一方で、今年度に定期預かりを実施している施設の1日当たりの合計定員を見ますと、0歳児4名、1歳児21名、2歳児73名となっており、これに加えて、施設に受け入れ枠がある場合に、利用定員の範囲内で受け入れる余裕活用型で実施している施設がございます。0・1歳児については、預かり定員が現状少ないため、利用者のニーズに十分応えられていないことが考えられます。この実績から利用ニーズを見込むことは困難ではありますが、今年度実施したニーズ調査において、79.5%の方がこども誰でも通園制度を利用したいと回答していることから、80%を量の見込みの利用率に適用いたします。次ページの1番上の表が利用率を加味したこども誰でも通園制度の利用者数（ニーズ）となっております。

次に「5 利用ニーズの分析」をご覧ください。今年度本市で実施している定期預かりでは、週1日または週2日（1日4時間程度）を基本とし、施設の可能な範囲内で週5日（1日8時間）まで受け入れられますが、こども誰でも通園制度の必要受入時間数としましては、当面の代用計画の段階では、国の上限である月10時間利用を想定するため、週1日2時間程度の利用か、月2日5時間程度の利用の、概ね2通りの利用パターンが考えられると思われます。定期預かりと一時預かりの利用時間ごとの内訳をご覧くださいますと、4時間～6時間以下の利用にニーズが高い状況にございまして、ニーズ調査においても、こども誰でも通園制度の1日当たりの利用希望時間は、回答者のうちの69.5%が4時間以上利用したいと回答をいただいております。

次ページ「6 量の見込みの算出及び確保方策」をご覧ください。これまでの分析におきまして、5時間程度の利用者ニーズが高いことから月10時間を考えますと、月2日の利用を想定して必要受入日数といたします。また、定員1人1月当たりの受入可能日数は、月曜日から金曜日までを想定し、22日を基本とします。以上から、必要受入日数を22日で割ることにより、こども誰でも通園制度の必要定員を算出いたしますと、まず令和7年度につきましては国事業のこども誰でも通園制度ではなく、都事業である多様な他者との関わりの機会創出事業を継続するため、量の見込み等の設定は行いませんが、令和8年度から令和11年度までの整備量は、0歳11人、1歳児11人、2歳児10人となります。

最後に資料4をご覧ください。「第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画 代用計画（案）」につきましては、以上ご説明しました数字を国の書式にあてはめて整理したものとなります。説明は以上でございます。

委員長

国が示す算出方法に沿って、あきる野市におけるこども誰でも通園制度の利用数を算出したというところでございます。これについて、ご意見等はございますか。

委員

いただいた資料を読み、自分でも調べてみましたが、よく分かりませんでした。1ページ目に1人月10時間とありますが、その下には8時間×22日となっていて、理解できません。

また、令和8年度から国の補助の割合が変わるようですが、10時間以上利用した場合の補助は、国がするのか、自治体がするのか、いろいろと調べてみましたがよく分かりませんでした。

また、2歳児が満3歳児になり保育園や幼稚園に入った際には、この事業の対象から除外されるかと思いますが、2歳児の見込み量がそのままであることも気になりました。

簡潔な資料ですが、言葉の定義や説明がないため、具体的に何をやるのか全くイメージがわかりませんし、もし人に聞かれても説明できません。もう少しわかりやすくしていただきたかったと思います。

委員長

この資料は利用者に説明するために作成されたものではないため、分からないのが正しいと思います。今後、こども誰でも通園制度の量の見込みを算出しなければならず、算出方法を資料としてまとめたところ、このような形になったのだと思います。

国のこども誰でも通園制度では、1月当たりの利用上限時間を10時間と定めており、令和8年度から本格実施となります。令和7年度は補助事業でありまして、国・都道府県・市町村が3分の1

ずつ負担しますが、令和8年度になると1・2・3号の子どもと同じような給付になり、市の負担を4分の1と、国が2分の1、都道府県が4分の1という形に変わります。令和8年度から本格実施となりますが、具体的な内容がまだ決まっていないため、市は答えようがないというのが実態だと思います。

また、換算については、通常保育を受けている子どもを基準にすると月176時間（1日8時間×22日）になります。10時間上限で1日3時間で月3回や1日5時間で月2回利用するなど、柔軟に利用することができます。これは国が示す算出方法のため、机上の空論にすぎませんが、ただ一方で、自治体が独自に行っても構わないということです、やってみなければ分からないところがあると思います。

あきる野市では約80%がこども誰でも通園制度を利用したいと希望していますが、保護者もこども誰でも通園制度を理解していないため、ニーズを聞いてもあまり意味がなく、ふたを開けてみなければ分からないというのが実態だと思います。

もう一つ、国のこども誰でも通園制度は上限が月10時間、今年度は1時間当たり国が850円、親が300円負担します。令和7年度からは年齢によって補助額を設定し、例えば0歳児が1,200円から1,300円、1歳児が1,100円、2歳児が900円となり、障がい児や医療的ケア児はさらに2,800円が加算されます。

先ほどご説明があった定期預かりについては、東京都の多様な他者との関わりの機会創出事業と国のこども誰でも通園制度は似たような事業ですが、同時並行しているのでややこしくなっています。東京都の事業は柔軟で全額補助があり、市区町村の負担がなく、利用時間も長くなっているため、国の事業ではなく都の事業の利用が多くなっています。

これは国の法律に基づいた事業ですから、形式上計画に記載しなければなりませんが、令和8年度の本格実施に向けて、財政面等具体的な内容はまだ決まっていないので、新年度に入っても少し見えてきたら、この会議で改めて質疑ができる状況に近づくとと思いますので、現状、詳細はまだ決まっていないということをご理解いただければと思います。

委員

東京都は今年度から国の制度に先立って、多様な他者との関わりの機会創出事業をスタートしました。関わっている立場として、現状を少しお話しさせていただきます。この制度ができたことで、待機児童問題だけでなく、家庭で子育てをしている未就園児へのサポートができるようになり、非常にありがたいことだと思います。現在、2歳児は週2日（1日4～6時間）のニーズが一番高く、子どもは成長し、保護者は息抜きの時間ができることから、利用している方も喜んでいきます。東京都では9月から無償化が始まるほど、ニーズが高い事業であり、子どもにも保護者にも利がある事業だと思います。しかし、「5 利用ニーズの分析」にも掲載の通り、週に2～3日、4～6時間程度利用したいと考えている人が一番多く、実態としても週に5日利用している人が多い状況です。この状況で利用時間を月に10時間に制限した場合、現場は混乱すると思います。

来年度から本格的に、国が主導で制度がスタートしますが、従来の東京都の制度・補助とどのような関連をもってして運用するのかを図ってからでないと動くことができない現状があります。

一方で、この補助制度自体はありがたく、保護者にも子どもにもメリットがあると思っています。この制度をまだスタートしていない自治体もある中で、市内の幼稚園が強く要望を出したこともあり、あきる野市はかなり先行して実施しています。

最後に、「4 利用者数の想定」を見ると、2歳児は100%、0～1歳児は80%を量の見込みの利用率に適用すると記載しており、ニーズの高さを把握してくださっていることに感謝しています。

委員

保育園は待機児童を減らすために、なるべく多くのお子さんをお預かりしており、子どもの数が減ってきたことに起因して定員に余裕ができたため、0号認定のお子さんを数名お預かりしている状況です。我々事業者としても、定員のゆとりを0号認定のお子さんの受け皿として活用することを考えていますが、国と東京都の足並みがそろわず、さらに利用も月に10時間までと制限されている状況では、預かる体制を整備するのは難しいため、国と東京都の動向に注目しています。このような状況の中では、あきる野市においても定員を設けることは困難だと思いますが、国の動向や法改正を踏まえて対応する必要があると思います。今後の子ども・子育て会議において、こども誰でも

も通園制度の定員についても協議ができればと思います。現状の定員数は10人前後と仕方ないと思いつつも少なく感じますので、中間見直しで再度協議できればと思います。

委員長

ありがとうございます。資料3の最後のページ【こども誰でも通園の必要定員数（整備量）】に掲載の数値は少なく見えますが、あくまで対象児童が一人につき1日8時間×22日の176時間程度利用することを想定して、設定した定員となるため、約10人分しか枠がないわけではありません。

また、こども誰でも通園制度が定期利用・自由利用どちらでも利用できると国は示していますが、現場の視点に立つと、自由利用は職員体制がバラバラになり、子どもの安全確保もおろそかになってしまうなどの課題が残ります。

それから、2ページの下段【預かり定員数（1日当たり実施施設合計）】に余裕活用型と掲載されていますが、これは定員に空きのある幼稚園・保育園で、その空き人数分まで受け入れが可能という意味で、一見分かりにくいかと思います。

現時点では、まだこの制度の方向が明確になっていない中で、皆様の意見を生かす段階にない状況です。

③あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について

委員長

あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料5をご覧ください。令和7年4月1日より多摩川幼稚園が幼保連携型認定こども園に類型変更することに伴い、特定教育・保育施設の利用定員が変更されたため、その詳細を記載しております。1号認定児、2号認定児、3号認定児それぞれの定員の増減を記載しております。

変更理由としましては、1号認定児が減少傾向にある一方で、2・3号認定の需要が高まっており、そのニーズに対応するため、幼稚園型認定こども園から幼保連携型認定こども園に類型変更することとなりました。

具体的な定員数の変更については裏面に記載しております。

変更前の1号認定は、満3歳児36人、3歳児68人、4歳児68人、5歳児68人の合計240人を定員としておりましたが、3歳児24人、4歳児24人、5歳児24人の合計72人を減員し、合計168人を定員といたします。

次に、変更前の2号認定・3号認定は、0歳児3人、1歳児12人、2歳児12人、3歳児22人、4歳児22人、5歳児22人の合計93人を定員としておりましたが、0歳児3人、1歳児12人、2歳児12人、3歳児20人、4歳児22人、5歳児22人の合計91人を増員し、合計184人を定員といたします。

説明は以上となります。

委員長

変更の是非を問うような議題ではなく、あきる野市内の子どもと子育て家庭の状況変化を鑑み類型変更したことに伴って、特定教育・保育施設の利用定員が変更されたということでございます。

(5) その他

委員長

今後のスケジュールについて、事務局からお願いします。

事務局

今後のスケジュールについて、簡単にご説明させていただきます。

ご協議いただいている第3期子ども・子育て支援総合計画につきましては、本会議にていただいた意見に基づき修正した後に、議会にて最終報告をします。4月1日の広報及び市のホームページ

にて計画策定について周知いたします。その後、委員の皆様にご完成版の計画書を配布させていただく予定です。

また、令和7年度の第1回会議の開催は6月を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

追加で、昨年の11月29日に開催した第1回こども計画策定・推進委員会の報告をさせていただきます。当会議において、こども計画策定のための基礎資料となるアンケート調査票について、ご意見をいただきました。

アンケート調査は、12月末から1月中旬にかけて実施し、現在は調査結果の集計をしております。今後は、こども計画策定・推進委員会での協議内容を、子ども・子育て会議でも報告させていただきたいと思います。報告は以上でございます。

(6) 閉会

委員長

次回会議までの間に、国の動向も変わるかと思っておりますので、その点も踏まえながら、来年度から事業計画の推進及び進捗状況について報告をしていただくことになるかと思っております。また、本計画策定から1年遅れて、令和8年度よりこども誰でも通園制度の方向も定まってくるかと思っておりますので、その点も踏まえて、次回委員会においても、さらに活発な議論をいただければと思います。

それでは最後に、副委員長から総括的にご挨拶いただきたいと思います。

副委員長

計画書が前回よりも20ページ近く増量され、内容も充実していると思います。アウトカム評価が導入されるなど、今後も多様に変化していくと思います。

素晴らしい会議が行われたかと思っております。本当にありがとうございました。

事務局

本日はお忙しい中、長時間にわたり、ご協議いただきありがとうございました。本日をもちまして、第3期あきる野市子ども・子育て支援総合計画策定に向けた会議は終了となります。計画策定後の施策の進捗等については、引き続き委員の皆様にご協議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本計画書については委員長から答申を受けた後、市長決裁を経て、委員の皆様へ送付を予定しております。

以上をもちまして、第6回あきる野市子ども・子育て会議を閉会とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。